

原子力災害発生時等における  
避難者受入計画

UPZ 受入市町（大洲市編）

平成29年3月  
四国中央市



# 目次

はじめに

## 第1章 基本的事項

1. 1 原子力災害発生時等の対応体制
1. 2 原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置

## 第2章 避難者受入支援に関する事項

2. 1 避難の流れ
2. 2 原子力災害発生時等における大洲市及び四国中央市の対応
  2. 2. 1 警戒事態
  2. 2. 2 全面緊急事態
  2. 2. 3 O I Lに基づく避難等が指示された後
2. 3 避難所開設及び運営

## 参考資料

- 資料1 主な関係機関連絡先一覧
- 資料2 避難先候補施設一覧及び福祉避難所一覧
- 資料3 避難者名簿
- 資料4 避難者一覧表
- 資料5-1 愛媛県広域避難ベースモデル
- 資料5-2 避難市町人口及び避難先候補施設

## ○はじめに

本受入計画は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害発生時等」という。）において、関係市町の住民等が原子力災害対策指針で定めるEAL（Emergency Action Level:緊急時活動レベル）又はOIL（Operational Intervention Level）に基づく避難や一時移転等（以下「避難等」という。）を行う際に、四国中央市（以下、「当市」という。）が国、愛媛県（以下、「県」という。）及び大洲市の要請により、避難等をする住民等（以下「避難者」という。）の受入れ支援を行うために取り組む具体的な対策について定めるものである。

本計画に定めがない事項については、「四国中央市地域防災計画」等を準用する。

## ○本計画の適用及び修正

本計画は、愛媛県地域防災計画及び愛媛県広域避難計画に基づき、県の要請により「緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」に指定されている大洲市からの避難者を一次避難先で全ては受け入れられず、二次避難先である当市に避難等をする場合であって、かつ当市が地震等により大きな被害を受けていない場合に適用する。当市に地震等被害がある場合には、可能な範囲で避難等受入に協力することとする。

なお、本計画は、随時検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

### （参考）「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- ・避難：空間放射線量率等が高い又は高くなる恐れのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

## 第1章 基本的事項

原子力災害発生時等における対応体制や防護措置を実施する基準など、基本的な事項は本章に定めるものとする。

### 1. 1 原子力災害対策特別措置法による原子力災害発生時等の対応体制

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が原子力緊急事態が発生したと認めた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策本部等が設置される。

原子力災害対策本部設置後における対応体制は下記図1のとおりであり、防護措置の実施に当たり、避難元市町と受入市町に関する調整は原則として県が行う。なお、愛媛県からの要請を受けて、大分県の避難受入先については、大分県が大分県内市町村と調整のうえ、愛媛県へ連絡する。

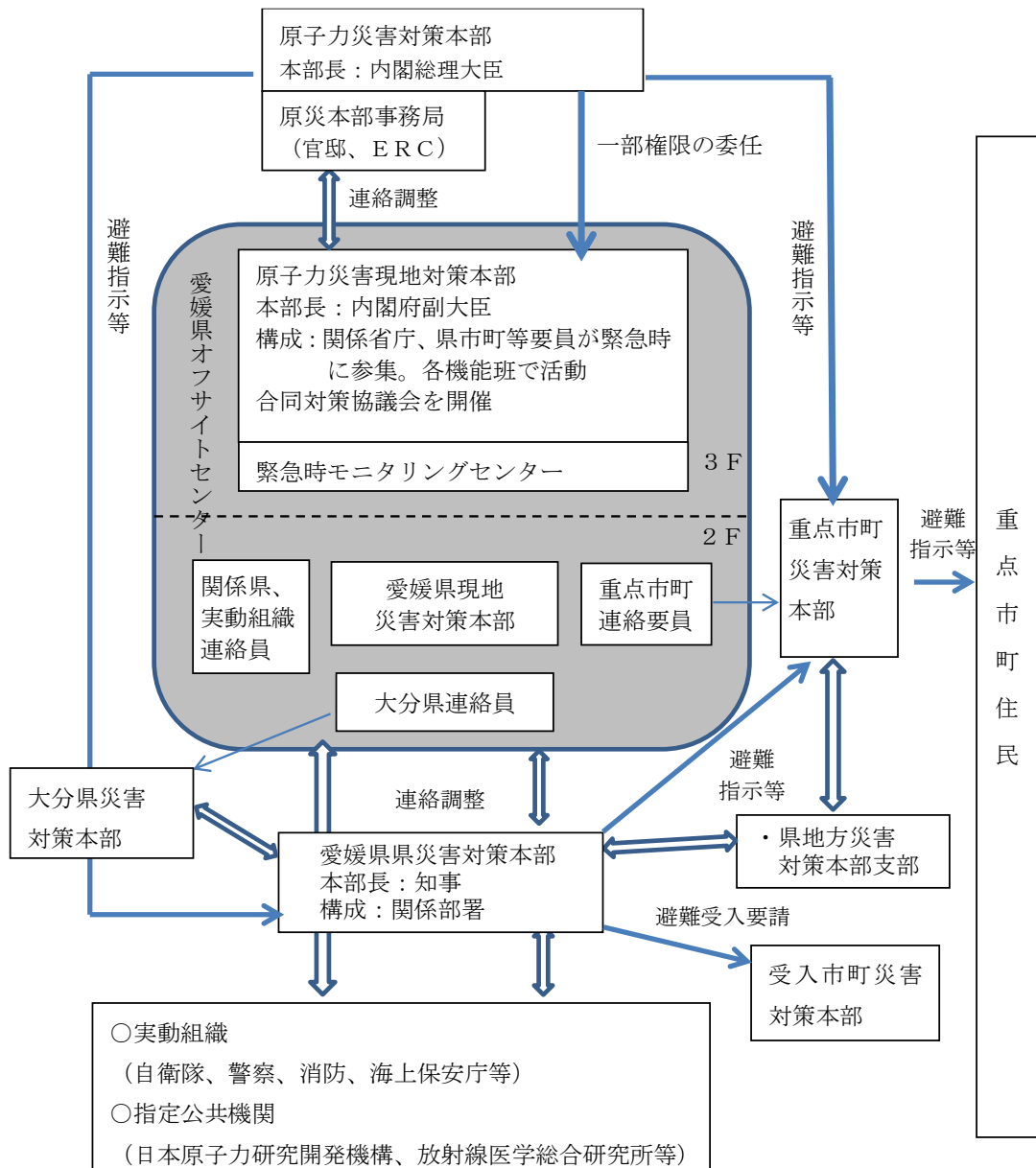
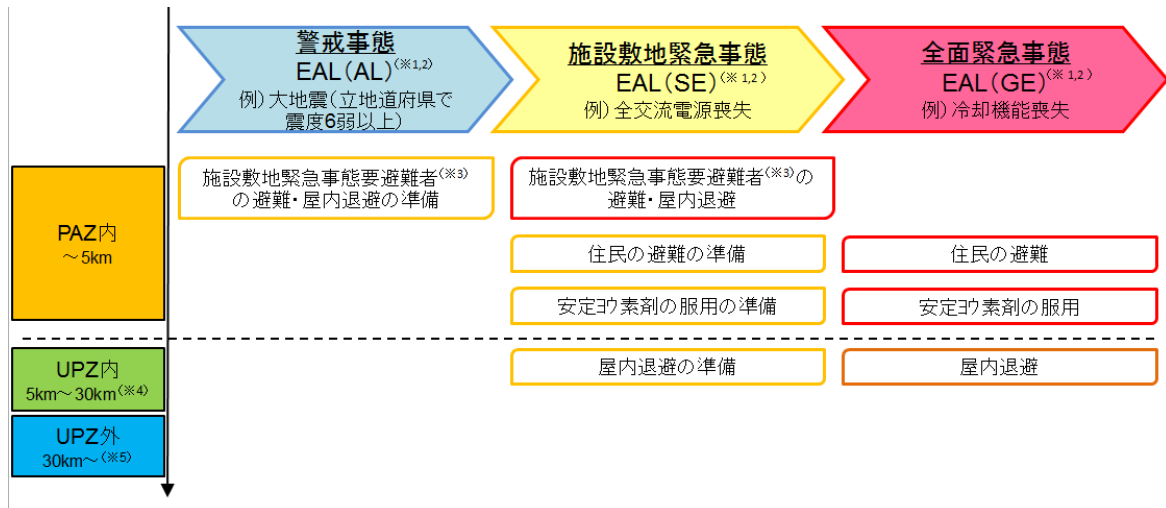


図1 原子力災害時の対応体制

## 1. 2 原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置

原子力災害対策指針において、緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、事態に応じた防護措置を講じることとしている。具体的には、原子力発電所の状況に応じて緊急事態を3つに区分している。



- ※1 EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル  
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- ※2 (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- ※3 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において避難等の防護措置の実施が必要な者
- ※4 事態の規模、時間的な推移に応じて UPZ 内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- ※5 UPZ 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない

図2 原子力災害対策指針に基づく EAL の考え方

放射性物質の放出に至った場合には、緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率 (OIL 1) が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしている。また、それと比較して低い空間放射線量率 (OIL 2) が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じることとしている。

また、飲食物等については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施する (OIL 6)。

- ※ OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

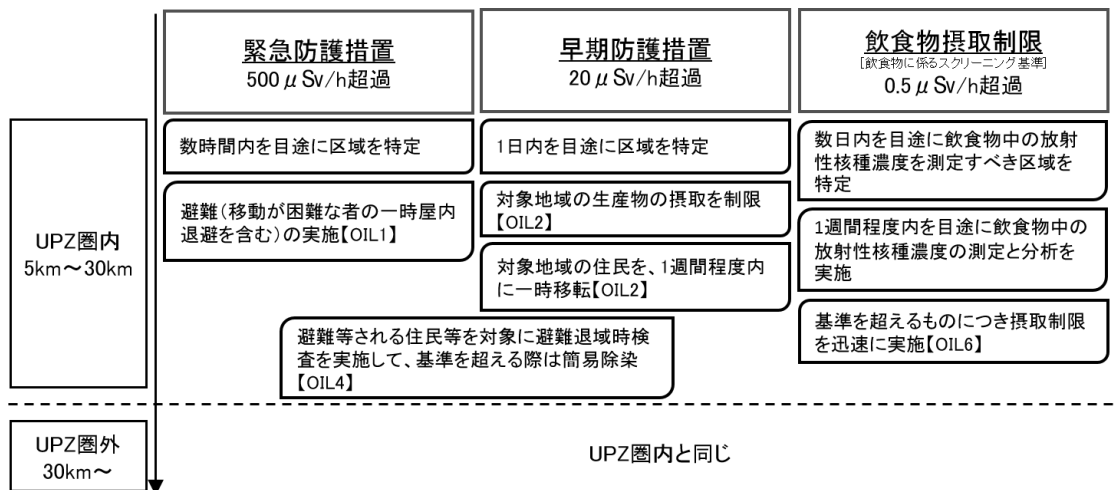


図3 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方(OIL)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限※7	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※8	飲料水 牛乳・乳製品	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※9	
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

- ※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。
- ※ 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1 時間値）が OIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※ 3 我が国において広く用いられている  $\beta$  線の入射窓面積が  $20\text{cm}^2$  の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約  $120\text{Bq}/\text{cm}^2$  相当となる。  
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※ 4 ※ 3 と同様、表面汚染密度は約  $40\text{Bq}/\text{cm}^2$  相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※ 7 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※ 8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。
- ※ 9 根菜、芋類を除く野菜類が対象

### 表 1 原子力災害対策指針に基づく OIL の具体的基準と防護措置

なお、愛媛県伊方町における PAZ 以西の佐田岬半島地域においては、PAZ に準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定めている。



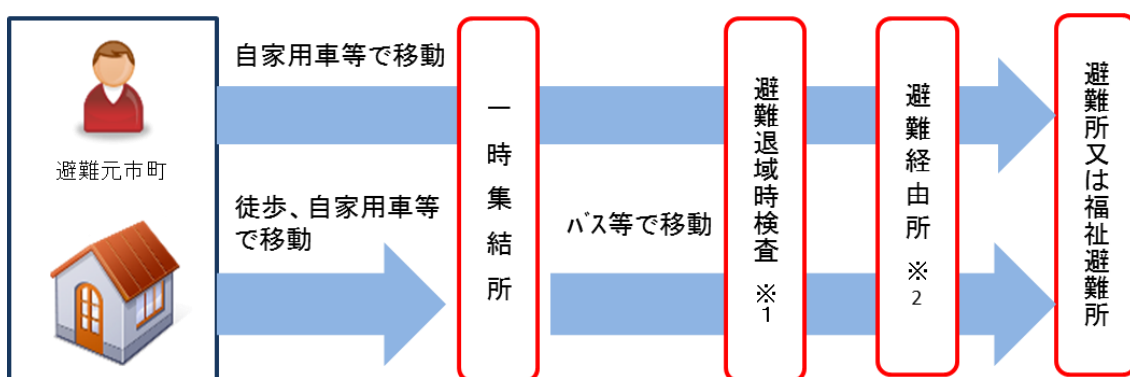
## 第2章 避難受入支援に関する事項

原子力災害等発生時等に避難元市町の住民が避難等の指示を受けた場合において、本市が行う基本的な事項は本章の定めるところによる。

避難元市町と受入市町に関する調整は原則、県が行う。

### 2.1 避難の流れ

原子力災害等発生時等において、国や県からの避難等に係る指示等により避難等をする大洲市からの避難者の流れは図4のとおりであり、大洲市からの避難等予定者数は表2のとおりである。



※1 放射性物質放出後、OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査

※2 避難先の振分け等のため、受入れ自治体の判断により設置するもので必須のものではない

図4 原子力災害発生時等における避難の流れ

	UPZ 圏内避難等予定者数	うち、四国中央市受入予定者数
大洲市	41,851人	26,665人

表2 大洲市の避難等予定者数（平成28年4月1日時点）

## 2. 2 原子力災害発生時等における当市及び大洲市の対応

	応急対策 (放射性物質放出前)			応急対策 (放射性物質放出後)
	EAL(AL) (警戒事態)	EAL(SE) (施設敷地 緊急事態)	EAL(GE) (全面緊急事態)	
大洲市の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、受入れ市町との連絡体制の確立</li> <li>○県への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県への連絡</li> <li>○UPZ 住民の屋内退避準備</li> <li>○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の大洲市における屋内退避施設の設営準備※3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県への連絡</li> <li>○UPZ 住民の屋内退避※1</li> <li>○UPZ 住民の避難等の準備※1・2</li> <li>○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の大洲市における屋内退避施設での受入れ※3</li> <li>○受入市町における避難所等の設営準備の協力※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県への連絡</li> <li>○OIL1 に応じたUPZ 一部住民の避難の実施※1</li> <li>○OIL2 に応じたUPZ 一部住民の一時移転の実施※1</li> <li>○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の大洲市における屋内退避施設の運営※3</li> <li>○受入市町における避難所等での受入れ及び運営の協力</li> </ul>
当市の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、大洲市との連絡体制の確立</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受入支援体制の立ち上げ</li> <li>○UPZ 住民の受入準備※1・2</li> <li>○当市における避難所等の設営準備※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○UPZ 住民の受入れ※1</li> <li>○当市における避難所等での受入れ及び運営</li> </ul>

※1 大洲市での幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※2 UPZ では、原子力施設の状況に応じて、放射性物質の環境への放出前の段階において段階的に避難を行うこともある。

※3 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等は、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

※4 当市は、県又は大洲市からの要請により避難所等の設営準備を開始する。

表3 原子力災害発生時等における当市及び大洲市の対応

## 2. 2. 1 警戒事態

### (1) 国からの要請

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、UPZ 内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な体制をとるよう要請する。

### (2) 連絡体制の確立

当市は、県から警戒事態の連絡を受けた場合は、県及び大洲市等との連絡体制を整える。

## 2. 2. 2 全面緊急事態

### (1) 国からの指示

全面緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、県及びUPZ 市町に対し、屋内退避に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示するとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する。

### (2) 受け入れ体制の立上げ及び受入れ準備

全面緊急事態に至った場合には、当市は、県又は大洲市からの要請により、UPZ の住民の受入れ体制を立ち上げるとともに、受入れのための避難所等の設営準備を開始する。

## 2. 2. 3 O I Lに基づく避難等

### (1) 国からの指示

放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び市町に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

### (2) 避難者の受入

当市は、O I Lに基づく避難等が指示された場合には、県又は大洲市からの要請により、避難等の指示を受けた住民の受入れを行う。

### (3) 避難退域時検査等

県及び事業者等は、放射性物質が放出された場合には、UPZ の避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、避難退域時検査等を行う。当市は放射性物質の放出後にUPZ 内等からの避難者を受け入れる場合には、避難退域時検査場所で避難退域時検査及び簡易除染（以下「避難退域時検査等」という。）を受けているかについて、避難経由所や避難所等で通過証等により確認する。

その際、避難退域時検査場所を通らずに避難するなど、当該避難者が通過証等を持っていない場合には、当市は、必要に応じて市が指定する場所において、避難退域時検査等を実施し、放射性物質による汚染状況を確認する。

避難退域時検査等の結果、簡易除染を行ってもなお判断基準（OIL4）を超過している場合には、県に相談のうえ、除染等が可能な医療機関等を紹介する等適切な対応をとる。

## 2. 3 避難経由所、避難所の開設及び運営等

- (1) 避難経由所、避難所等の開設は、県からの要請を受けて、当市が行うものとする。
- (2) 避難開始当初は県及び避難元市町は住民避難に全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所等の開設・管理、避難者の誘導等、避難者の受入業務については、当市が主体的に対応するものとする。
- (3) 状況に応じて、避難経由所を開設し、順次、必要な避難所等を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。
- (4) 避難に際しては、避難元市町職員が避難経由所や避難所等へ住民と同行するとともに、当市と避難者のパイプ役を担うものとする。
- (5) 避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所等へ避難元市町職員を派遣してもらい、当市から避難元市町に避難所等運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難者、避難元市町職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制に移行するものとする。
- (6) 避難者への医療・健康相談等について、適切に対応できるよう相談窓口を設置する。放射線影響に関する健康管理の相談は県、国の支援を受けながら対応するものとする。
- (7) 避難所等の施設管理自体は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。
- (8) 複合災害等による避難等により、市の避難場所が不足する場合は、県有施設を避難所等に活用するほか、二次避難先の調整について県に要請する。

## 参考資料 1 主な関係機関連絡先一覧

### (1) 愛媛県

名称	所在地	連絡先	備考
県民環境部防災局 原子力安全対策課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2340	
県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2335	
保健福祉部管理局 医療対策課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2445	
東予地方局 総務県民課防災対策室	西条市喜多川 796-1	0897-56-3731	
四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川 4-6-53	0896-24-4455	
四国中央保健所	四国中央市三島宮川 4-6-53	0896-23-3360	

### (2) 市町

名称	所在地	連絡先	備考
大洲市 総務部 危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-1742	
松山市 総合政策部 危機管理課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6791	
新居浜市 市民部 防災安全課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1282	

### (3) 原子力事業者

名称	所在地	連絡先	備考
四国電力(株) 伊方発電所広報課	西宇和郡伊方町九町 3-40-3	0894-39-1701	
四国電力(株) 新居浜支店総務課	新居浜市繁本町 9-32	0897-37-4300	
四国電力(株) 四国中央営業所	四国中央市中曾根町 1680-1	0896-23-8201	

(4) 警察機関

名称	所在地	連絡先	備考
四国中央警察署	四国中央市三島中央 5-4-20	0896-24-0110	
四国中央警察署 三島交番	四国中央市三島中央 1-14-14	0896-24-1906	
四国中央警察署 川之江交番	四国中央市川之江町 912-3	0896-56-2059	

(5) 消防機関

四国中央市消防署	四国中央市中曾根町 500	0896-28-9119	
四国中央市消防署 東分署	四国中央市川之江町 1516-1	0896-28-8119	
四国中央市消防署 西分署	四国中央市土居町入野 178-1	0896-28-7119	
四国中央市消防署 新宮分遣所	四国中央市 新宮町馬立甲 153-1	0896-28-6409	
四国中央市消防署 嶺南分遣所	四国中央市 富郷町寒川山 463-4	0896-28-6899	

(6) 自衛隊

名称	所在地	連絡先	備考
陸上自衛隊 第 14 特科隊	松山市梅本町乙 115	089-975-0911	
陸上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	

(7) 道路・交通機関

名称	所在地	連絡先	備考
四国地方整備局 松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034	
四国地方整備局 西条国道維持出張所	西条市福武甲 459-1	0897-56-1264	

名称	所在地	連絡先	備考
四国運輸局 愛媛運輸支局総務企画課	松山市森松町 1070	089-956-9957	
今治海上保安部	今治市南大門町 1-3-1	0898-32-2882	
今治海上保安部 三島川之江分室	四国中央市三島紙屋町 6-45	0896-24-4498	
四国旅客鉄道(株) 伊予三島駅	四国中央市三島中央 3-1-37	0896-23-2070	
四国旅客鉄道(株) 川之江駅	四国中央市川之江町 2476	0896-58-2032	

(8) 放送・通信機関

名称	所在地	連絡先	備考
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内 5	089-921-1111	
南海放送(株)	松山市本町 1-1-1	089-951-3333	
(株)テレビ愛媛	松山市真砂町 119	089-943-1111	
(株)エフエム愛媛	松山市竹原町 1-10-7	089-943-1111	
(株)あいテレビ	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	
(株)愛媛朝日テレビ	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	
四国中央テレビ	四国中央市三島宮川 4-6-48	0896-24-0130	

(9) 医療機関

名称	所在地	連絡先	備考
日本赤十字社 愛媛県支部事務局	松山市一番町 4-4-2	089-921-8603	
(一社) 愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	089-043-7582	
(一社) 愛媛県歯科医師会	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4331	

名称	所在地	連絡先	備考
(一社) 愛媛県薬剤師会	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	
(公社) 愛媛県看護師協会	松山市道後 2-11-14	089-923-1287	
(一社) 宇摩医師会	四国中央市妻鳥町 1579-4	0896-56-4869	
(社) 愛媛県歯科医師会 宇摩支部	四国中央市川之江町 1856-12	0896-58-2004	

(10) その他関係機関

名称	所在地	連絡先	備考
四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-28-6127	
四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分 865	0896-58-3530	
うま農業協同組合	四国中央市三島金子 2-4-23	0896-24-5500	
川之江漁業協同組合	四国中央市川之江町 4101	0896-58-2019	
三島漁業協同組合	四国中央市三島中央 1-11-17	0896-24-2815	
寒川漁業協同組合	四国中央市寒川町 4775-4	0896-23-3718	
土居町漁業協同組合	四国中央市土居町蕪崎 1594	0896-74-3277	
宇摩森林組合	四国中央市具定町 465-5	0896-24-2775	



## 参考資料2 避難先候補施設一覧及び福祉避難所一覧

番号	施設			避難施設の面積(m <sup>2</sup> )			
	施設名	所在地	電話番号	屋内部分			屋外部分 面積
				面積	体育館面積	有効面積	
1	愛媛県立看護専門学校	中之庄町1684番地3	24-5755	3,256			2,947
2	紙産業技術センター	妻島町乙127番地	58-2144	2,173			33,745
3	四国中央庁舎	三島宮川4丁目6番53号	24-4455	2,210			1,348
4	愛媛県立川之江高等学校	川之江町2257番地	58-2061	11,398	1,595	1,200	15,740
5	愛媛県立三島高等学校	三島中央5丁目11番30号	23-2136	12,376	1,410	1,363	18,876
6	愛媛県立土居高等学校	土居町中村892番地	74-2017	7,692	1,134	955	17,785
7	市民会館川之江会館	川之江町4069番地1	28-6246	2,000		495	
8	川之江コミュニティセンター	川之江町2975番地2	28-6253	400		150	
9	川之江老人憩いの家	川之江町933番地	28-6264	557		314	
10	生きがい研修センター	金生町山田井826番地3	28-6262	400		165	
11	川之江西老人集いの家	川之江町281番地2	-	301		165	600
12	野田中央会館	土居町野田甲1244番地1	-	123		115	458
13	農村環境改善センター	土居町入野178番地1	28-6300	1,736		1,149	
14	古野集会所	新宮町馬立1190番地	72-2133	320		155	
15	旧西庄小学校講堂	新宮町上山922番地	72-2138	160		160	
16	ジョイフル八窪	新宮町上山6751番地	-	240		125	
17	四国中央市立川之江小学校	川之江町2370番地	28-6285	1,055	1,055		13,323
18	四国中央市立金生第一小学校	金生町下分1665番地	28-6282	719	719		8,581
19	四国中央市立金生第二小学校	金生町山田井775番地	28-6283	532	532		7,266
20	四国中央市立妻島小学校	妻島町1488番地	28-6281	989	989		10,550
21	四国中央市立上分小学校	上分町800番地	28-6284	833	833		5,940
22	四国中央市立南小学校	金田町金川145番地	28-6280	781	781		12,807
23	四国中央市立川之江北中学校	川之江町2390番地	28-6287	1,190	1,190		14,956
24	四国中央市立川之江南中学校	上分町395番地	28-6286	1,190	1,190		15,537
25	川之江公民館	川之江町1856番地40	28-6247	776		163	
26	金生公民館	金生町下分703番地2	28-6249	606		133	
27	上分公民館	上分町556番地1	28-6248	521		213	
28	妻島公民館	妻島町1480番地2	28-6250	849		295	
29	金田公民館	金田町金川330番地	28-6251	750		437	
30	川之江体育館	川之江町1012番地48	28-6255	6,477		6,300	
31	川之江文化センター	金生町下分791番地2	28-6236	3,619		1,144	
32	四国中央市立松柏小学校	下柏町407番地	28-6094	809	809		6,998
33	四国中央市立三島小学校	三島中央3丁目2番23号	28-6095	1,163	1,163		8,164
34	四国中央市立中曽根小学校	中曽根町1556番地	28-6093	633	633		4,077
35	四国中央市立中之庄小学校	中之庄町140番地	28-6092	1,011	1,011		7,833
36	四国中央市立寒川小学校	寒川町1814番地	28-6096	836	836		5,549
37	四国中央市立豊岡小学校	豊岡町豊田45番地	28-6097	510	510		6,958
38	四国中央市立三島東中学校	中曽根町199番地	28-6098	1,841	1,841		14,548
39	四国中央市立三島西中学校	中之庄町乙38番地1	28-6100	1,431	1,431		10,940
40	松柏公民館	下柏町388番地	28-6062	917		253	4,800

番号	施設			避難施設の面積 (㎡)			
	施設名	所在地	電話番号	屋内部分			屋外部分
				面積	体育館面積	有効面積	面積
41	村松公民館	村松町38番地1	23-4724	353		173	
42	三島公民館	三島中央3丁目4番21号	28-6063	1,504		306	
43	中曽根公民館	中曽根町1553番地	28-6061	420		95	
44	中之庄公民館	中之庄町108番地	28-6065	952		291	
45	寒川公民館	寒川町1390番地	28-6066	907		322	
46	豊岡公民館	豊岡町豊田78番地1	28-6067	1,089		265	
47	豊岡公民館長田分館	豊岡町長田394番地	25-0708	201		103	
48	伊予三島運動公園体育館	中之庄町1665番地1	28-6071	7,912		7,000	
49	四国中央市立関川小学校	土居町上野1726番地1	28-6369	810	810		5,031
50	四国中央市立土居小学校	土居町土居1580番地	28-6366	592	592		6,224
51	四国中央市立小富士小学校	土居町小林667番地	28-6367	422	422		6,554
52	四国中央市立長津小学校	土居町津根2061番地	28-6370	422	422		6,053
53	四国中央市立北小学校	土居町蕪崎1040番地	28-6368	422	422		7,075
54	四国中央市立土居中学校	土居町土居375番地	28-6371	1,138	1,138		14,270
55	小富士公民館	土居町小林814番地	28-6359	432		152	
56	天満公民館	土居町天満2011番地1	28-6360	442		252	
57	蕪崎公民館	土居町蕪崎2507番地1	28-6361	485		228	
58	土居公民館	土居町土居891番地	28-6358	456		210	
59	土居文化会館	土居町入野939番地	28-6353	6,119		978	
60	自然の家	新宮町新瀬川1119番地	72-2226	575		212	
61	少年自然の家	新宮町新瀬川1138番地	72-2226	822		362	
62	金田グラウンド	金田町金川270番地1	-				5,949
63	川の江運動場	川の江町594番地	-				15,885
64	川の江埋立グラウンド	妻鳥町3053番地	-				9,913
65	向山グラウンド	金生町下分2571番地11	-				5,000
66	浜公園多目的広場	川の江町4109番地3	-				19,505
67	森と湖畔の公園	金田町半田甲232番地	28-6269				2,000
68	大江1号緑地	妻鳥町3068番地	-				7,000
69	伊予三島運動公園多目的グラウンド	中之庄町1665番地1	28-6071				36,000
70	やまじ風公園 多目的グラウンド	土居町畑野1637番地	74-8882				24,930

福祉避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号
1	川の江保健センター	金生町下分789番地1	28-6241
2	保健センター	三島宮川4丁目6番53号	28-6054
3	土居老人憩いの家	土居町入野174番地2	28-6352
4	土居福祉センター	土居町入野174番地3	-
5	土居こども館	土居町入野178番地1	28-2395

参考資料 3

避難者名簿（世帯単位）

受付No.		避難所名	
受付年月日	平成 年 月 日 時 分	入所年月日	平成 年 月 日 時 分
以下は避難者ご自身で記入して下さい		退所年月日	平成 年 月 日 時 分
あなたの住所 〒	電話番号		
親類などの連絡先 〒	電話番号		

ここへ避難したあなたの家族について記入して下さい。

家族構成	フリガナ 氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	職種・有資格等	避難退域時 検査の結果	要配慮の有無
			世帯主 (代表者)					

家族の避難状況はどうですか？ ア・全員避難している イ・まだ残っている（仕事）

家屋の被害状況はどうですか？ ア・全壊 イ・半壊 ウ・一部損壊 エ・停電 オ・断水 カ・電話不通

この避難所までは何できましたか？ ア・徒歩 イ・自転車 ウ・バイク エ・車

あなたの家族について、安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名などを答えてもいいですか？  
ア・はい イ・いいえ

避難したあなたの家族の中で病気など、特に申し出ておく事項があれば、記入して下さい。  
(通院治療・服薬の有無、各種障がい者手帳の所持、福祉サービスの利用、集団生活の不安、避難所において希望することなど)

退所後住所			
退所後電話番号		携帯電話番号	
備考			

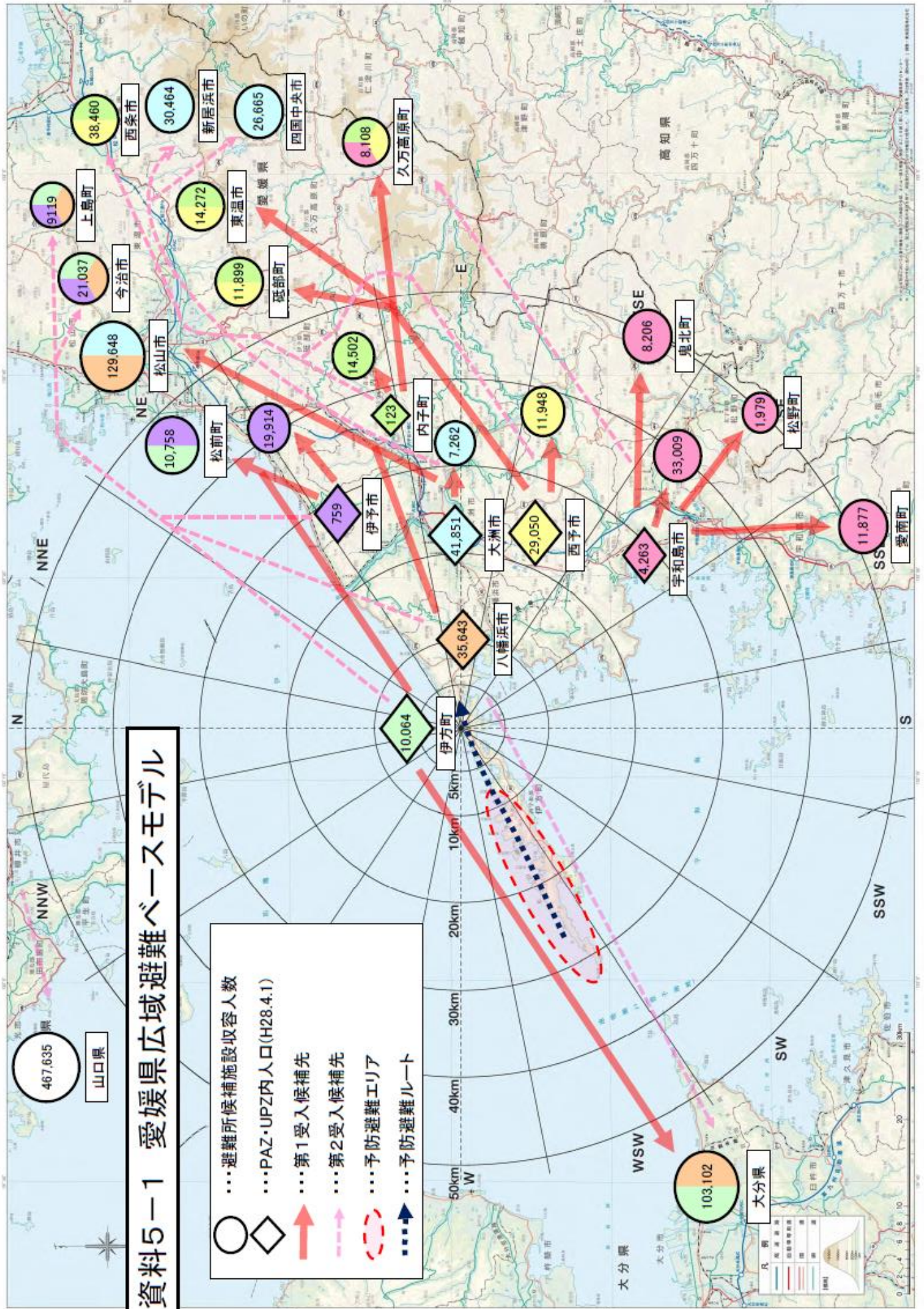
- 1 職種・有資格等については、医師、看護師、保健師、保育士、栄養士、介護士などの職種や資格について記載のこと。
- 2 要配慮の有無については、有の場合はその内容(要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など)を記載のこと。

参考資料 4

避難者一覽表 ( 避難所名 )

No.	氏名	性別	年齢	住所 電話番号	入退所日時	職種 有資格等	避難退避時 検査の結果	要配慮 の有無	退所先住所 電話番号	情報公開	避難者名簿 No.	備考
1		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
2		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
3		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
4		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
5		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
6		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
7		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
8		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
9		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
10		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
11		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
12		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
13		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
14		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
15		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
16		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
17		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
18		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
19		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		
20		男・女			月 日 時 分 月 日 時 分					可・否		





広域避難 避難市町人口及び避難先候補施設

→ … 第1避難先候補施設へ  
 - - - → … 第2避難先候補施設へ

平成28年4月1日時点

<避難市町>  
 (原子力災害対策重点区域人口)

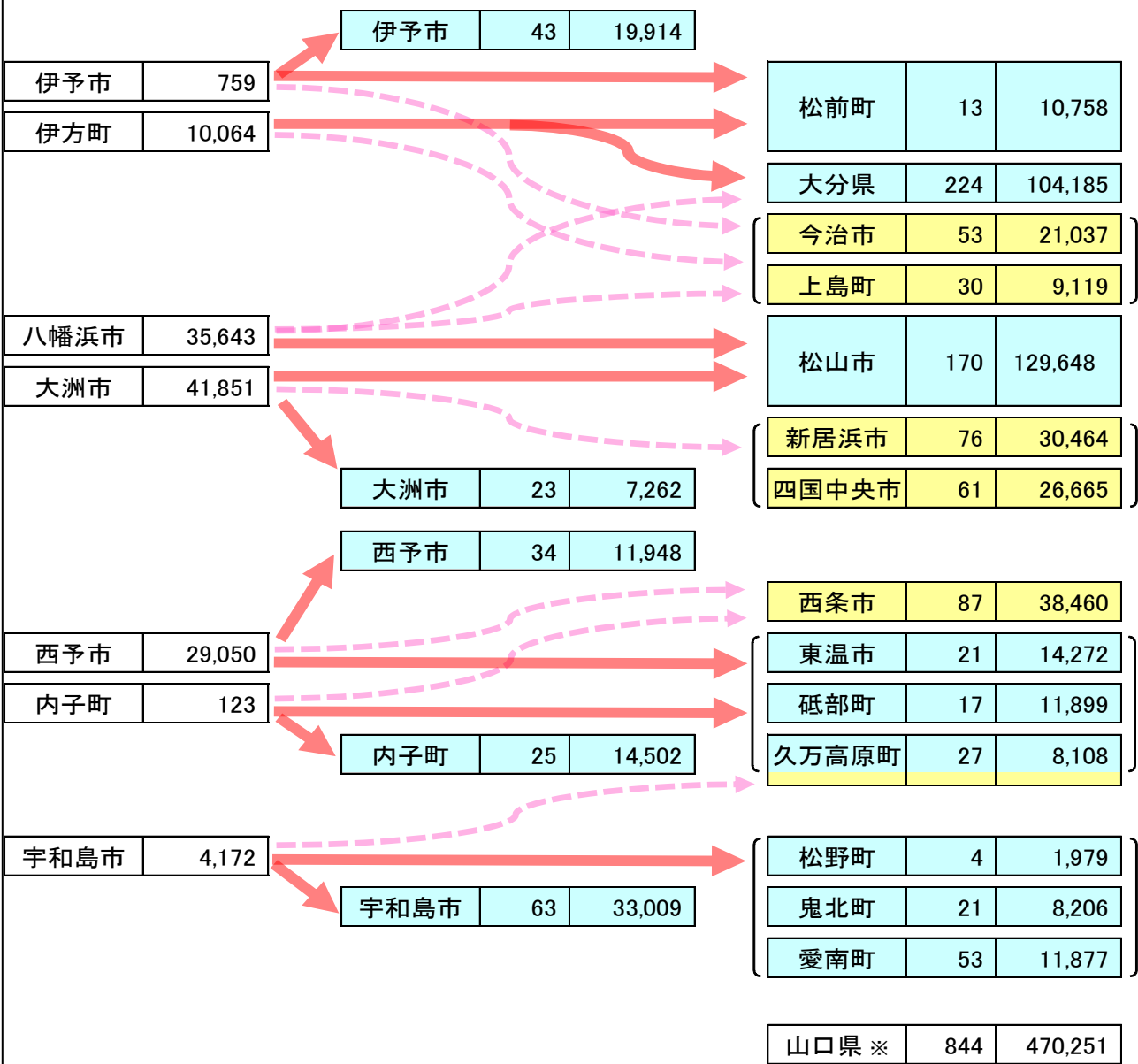
<避難市町内 避難先候補施設>  
 (原子力災害対策重点区域外)

<広域避難 第1避難先候補施設>  
 <広域避難 第2避難先候補施設>

市町名	区域人口
-----	------

市町名	収容 箇所数	収容人数
-----	-----------	------

自治体名	収容 箇所数	収容人数
------	-----------	------



合計	121,662
----	---------

避難市町 合計	188	86,635
---------	-----	--------

山口県 ※	844	470,251
-------	-----	---------

※ 上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等あった場合

広域避難 合計	1,701	896,928
---------	-------	---------